

# 自己負担月額上限額がB2（5,000円）のみなさまへ

## 自立支援医療受給者証（精神通院）に関するお知らせ

令和2年3月

自立支援医療受給者証（精神通院）の受給者証をお持ちで、「自己負担月額上限額」の欄に5,000円（B2）と記載されている方（非課税世帯で、受診者の収入が80万円を越える方）で、年金の所得がある方については、令和2年7月1日から収入の計算方法が変更となるため、自己負担上限額が減額となる場合があります。（必ず減額となるわけではありません）

令和元年の所得で確認しますので、該当の方は令和2年7月1日以降、市町の窓口でご相談くださいますようお願いいたします。

自立支援医療受給者証（精神通院）			
公費負担者番号			重度かつ継続
自立支援医療費受給者番号			
受給者氏名	性別	生年月日	
受給者住所			
被保険者証の記号及び番号	保険者	続柄	
保護者氏名			
受給者が18歳未満の場合記入	住所		
指定医療機関	名称	所在地・電話番号	
自己負担上限額			備考
有効期間			
上記のとおり認定する。			

**B2**

- 非課税世帯
- 受診者の収入が80万円超
- 年金収入あり

## 【収入の計算方法】

◎自立支援医療（精神通院）自己負担限度額認定にかかる非課税世帯の80万円を判定する際の「収入」についての考え方

### ※①～③の合計金額で判定

① 「合計所得金額」地方税第292条第1項第13号

※収入金額から必要経費相当を控除した金額のこと（扶養控除や医療費控除等の所得控除する前の金額）

② 「公的年金等の収入金額」所得税法第35条第2項第1号

※国民年金法、厚生年金法、公務員等の共済組合法などの規定による年金等

③ 「各給付の合計金額」障害者総合支援法施行規則第54条各号

※障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金、特別児童扶養手当等

◎総合支援法施行令一部改正について（施行日：令和2年7月1日）

①「合計所得金額」について、

所得税法第35条第2項第1号に規定する「公的年金等の収入金額」を受ける者については、当該合計所得金額から公的年金等の収入金額を控除して得た額をいい、その額が下回る場合には0となります。

栃木県精神保健福祉センター TEL028(673)8785